

○国土交通省告示第千二百六十七号

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第八十七号）の施行に伴い、及び道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第八条の二第一項（同令第二十四条（同令第二十六条の五において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成七年運輸省告示第四十号（道路運送車両法施行規則第七条ただし書等の規定に基づく前面の自動車登録番号標又は臨時運行許可番号標を省略できる大型特殊自動車）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十七年十二月二十八日

国土交通大臣 石井 啓一

題名を次のように改める。

平成七年運輸省告示第四十号（道路運送車両法施行規則第七条ただし書等の規定に基づく前面の自動車登録番号標、臨時運行許可番号標又は回送運行許可番号標を省略できる大型特殊自動車）

本則中「、第八条の二ただし書及び第二十四条ただし書」を「及び第八条の二第一項ただし書（同令第二十四条（同令第二十六条の五において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」に、「又は臨時運行許可番号標」を「、臨時運行許可番号標又は回送運行許可番号標」に改める。

○平成七年運輸省告示第四十号（道路運送車両法施行規則第七条ただし書等の規定に基づく前面の自動車登録番号標又は臨時運行許可番号標を省略できる大型特殊自動車） 新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

平成七年運輸省告示第四十号（道路運送車両法施行規則第七条ただし書等の規定に基づく前面の自動車登録番号標、臨時運行許可番号標又は回送運行許可番号標を省略できる大型特殊自動車）

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七条ただし書及び第八条の二第一項ただし書（同令第二十四条（同令第二十六条の五において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次に掲げる自動車のうち大型特殊自動車であるものを前面の自動車登録番号標、臨時運行許可番号標又は回送運行許可番号標を省略できる大型特殊自動車として指定し、昭和三十八年運輸省告示第三百六十号、昭和四十九年運輸省告示第九十三号及び平成二年運輸省告示第二百九十八号は、廃止する。

- ブル・ドーザ
- 刈取脱穀作業車
- 雪上車（前面に除雪装置等がないものを除く。）
- タイヤ・ドーザ
- グレーダ
- シヨベル・ローダ
- ホーク・リフト
- アスファルト・フィニツシヤ
- ホイール・ハンマ
- ホイール・プレーカ
- ホーク・ローダ
- 農耕作業用自動車

現 行

平成七年運輸省告示第四十号（道路運送車両法施行規則第七条ただし書等の規定に基づく前面の自動車登録番号標又は臨時運行許可番号標を省略できる大型特殊自動車）

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七条ただし書、第八条の二ただし書及び第二十四条ただし書の規定に基づき、次に掲げる自動車のうち大型特殊自動車であるものを前面の自動車登録番号標又は臨時運行許可番号標を省略できる大型特殊自動車として指定し、昭和三十八年運輸省告示第三百六十号、昭和四十九年運輸省告示第九十三号及び平成二年運輸省告示第二百九十八号は、廃止する。

- ブル・ドーザ
- 刈取脱穀作業車
- 雪上車（前面に除雪装置等がないものを除く。）
- タイヤ・ドーザ
- グレーダ
- シヨベル・ローダ
- ホーク・リフト
- アスファルト・フィニツシヤ
- ホイール・ハンマ
- ホイール・プレーカ
- ホーク・ローダ
- 農耕作業用自動車

ロータリ除雪自動車

ロータリ除雪自動車